平成２２年（フ）第５１４号
埼玉県戸田市喜沢２丁目41番地の７　秋元コーポＣ棟101号室、旧住所埼玉県戸田市下前２丁目８番18―105号
債務者　鳴海　京子（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
さいたま市見沼区大字中川1000番地３　ヒルトップ松山101
債務者　山口　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
埼玉県戸田市下戸田２丁目25番９―504号
債務者　獨古　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
埼玉県久喜市古久喜129番地１
債務者　山中　宏毅
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
埼玉県川口市北原台１丁目15番４―401号　プレステージ東川口
債務者　三津山泰昌
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８６号
さいたま市南区大字大谷口5413番地　２棟305号、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸10番地６
債務者　吉田　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
埼玉県上尾市本町３丁目４番12号　鳥海マンション301、旧住所埼玉県上尾市緑丘５丁目６番７号　島田コーポ202向井方
債務者　片岡　一朗
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
埼玉県川口市弥平１丁目17番14―403号　グリーンミユキ川口元郷
債務者　関根　尚美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
さいたま市浦和区岸町７丁目３番11―205号
債務者　上田美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
埼玉県新座市東北２丁目10番５号　李白201号室
債務者　松崎久美子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
埼玉県蕨市南町３丁目２番15号　斉藤ビル301号
債務者　齊藤　真味（旧姓益子）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
埼玉県草加市稲荷３丁目30番５号　ブランシェ草加、破産申立時の住所埼玉県草加市松江６丁目５番57号
債務者　久保田初男
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
埼玉県八潮市緑町２丁目19番地33　パークサイドハイツ１―202
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
愛知県一宮市神山２丁目９番13号　ガーデンハイツ神山208号
債務者　前野　敏昭
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２１１号
大阪市平野区加美東１丁目４番24号　フェニックス・ロベニュー506号宮本方
債務者　徳原武治こと　李　　京訓
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２０号
大阪府門真市北岸和田１丁目14番13号
債務者　西山　敏幸
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３１号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目11番24―103号
債務者　下井　良美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで大阪地方裁判所第６民事部